

改正	昭和38年10月17日告示第483号	昭和42年8月3日告示第688号
	昭和44年6月26日告示第655号	昭和46年10月5日告示第941号
	昭和47年10月28日告示第634号	昭和48年11月10日告示第651号
	昭和48年12月27日告示第729号	昭和49年8月22日告示第464号
	昭和50年7月26日告示第456号	昭和51年9月2日告示第665号
	昭和52年9月3日告示第621号	昭和53年9月30日告示第835号
	昭和54年9月27日告示第868号	昭和55年3月31日告示第417号
	昭和56年9月17日告示第740号	昭和61年5月16日告示第590号
	昭和61年9月5日告示第891号	昭和62年10月2日告示第736号
	平成2年11月2日告示第813号	平成3年10月22日告示第779号
	平成5年2月9日告示第78号	平成6年3月18日告示第186号
	平成7年3月28日告示第238号	平成7年5月2日告示第375号
	平成9年3月28日告示第226号	平成9年9月5日告示第637号
	平成10年10月13日告示第721号	平成12年3月28日告示第235号
	平成12年12月22日告示第827号	平成13年12月28日告示第796号
	平成14年12月6日告示第756号	平成15年4月1日告示第209号
	平成16年7月20日告示第508号	平成17年10月28日告示第668号
	平成18年10月20日告示第633号	平成19年5月1日告示第278号
	平成23年9月16日告示第348号	令和元年6月7日告示第24号

香川県造林事業補助金交付規程を次のように定める。

香川県造林事業補助金交付規程

(補助金の交付)

第1条 県は、森林の有する県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の維持及び増進を図り、もって森林環境の保全に資するため、造林事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において事業に要する経費について香川県造林事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事業の種類等)

第2条 事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業 森林資源を活用した持続的な森林経営を実現するため、集約化等により費用の低減を図りつつ、計画的に行う森林施業及びこれに必要な作業の用に供する道（県が定める指針に適合するものに限る。）の開設等を行う事業

(2) 特定森林再生事業 自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが、災害の防止や生物多様性の保全等の観点から成林させることが必要な林地や気象害等の被害を受けた森林について、地方公共団体と森林所有者等による協定（市町にあっては森林所有者と、市町以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者との間で締結される、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。）に基づき実施する、森林造成、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林等及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等を行う事業

2 事業の内容、規模及び事業主体については、知事が別に定めるものとする。

3 補助の率は、知事が別に定める基準に基づいて査定した事業に要する経費の10分の4（森林の所有者等による整備が困難な森林等における分収方式による森林施業、分収方式の解除後の森林施業又は市町のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な作業の用に供する道の整備にあっては10分の5、保全松林緊急保護整備にあっては10分の7）とする。

(補助申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類の正本1通及び写し1通を、

事業が終了した後速やかに（事業の終了前にあっては、別に定める日までに）、知事に提出しなければならない。

- (1) 造林補助金交付申請書
- (2) 施業図及び位置図
- (3) その他知事が必要と認めて指示した書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請について、第三者に委任することができる。

3 前項の規定により、補助金の交付申請について、補助金の交付を受けようとする者から委任を受けた者が、第1項の規定による補助金の交付の申請をするときは、同項各号に定める書類のほか委任状を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第4条 知事は、前条第1項の書類の提出があったときは、これを審査し、かつ、現地調査を行った後、補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知する。

2 知事は、前項の補助金の交付の決定をする場合において、申請者に対して、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

（補助金の請求）

第5条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助金交付請求書に知事が必要と認めて指示した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者等に対し、補助金を交付する。

（補助金の概算払）

第6条 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（実績報告）

第7条 概算払による補助金の交付を受けた補助事業者等は、造林事業実績報告書の正本1通及び写し1通を、事業が終了した後速やかに、知事に提出しなければならない。

（立入検査等）

第8条 知事は、補助金に係る事業の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又はその職員に、当該事業の施行地その他関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者等に対して成林に必要な保育について指示をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（書類の提出）

第9条 この規程の規定により知事に提出する書類は、当該事業の施行地を所管する林業事務所又は香川県小豆総合事務所の長を経由しなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和36年度分の補助金から適用する。

2 香川県造林事業補助金交付規程（昭和29年香川県告示第606号）は廃止する。

附 則（昭和38年10月17日告示第483号）

この規程は、昭和38年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和42年8月3日告示第688号）

この規程は、昭和42年8月3日から施行し、昭和42年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和44年6月26日告示第655号）

この規程は、昭和44年6月26日から施行し、昭和44年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和46年10月5日告示第941号）

1 この規程は、昭和46年10月5日から施行し、昭和46年度分の補助金から適用する。

2 改正前の香川県造林事業補助金交付規程の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年10月28日告示第634号）

この規程は、昭和47年10月28日から施行し、昭和47年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和48年11月10日告示第651号）

1 この規程は、昭和48年11月10日から施行し、昭和48年度分の補助金から適用する。

- 2 せき悪林地改良事業補助金交付規程（昭和33年香川県告示第608号）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前のせき悪林地改良事業補助金交付規程の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則（昭和48年12月27日告示第729号）

この規程は、昭和48年12月27日から施行し、昭和48年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（昭和49年8月22日告示第464号）

この規程は、昭和49年8月22日から施行し、昭和49年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（昭和50年7月26日告示第456号）

この規程は、昭和50年7月26日から施行し、昭和50年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（昭和51年9月2日告示第665号）

この規程は、昭和51年9月2日から施行し、昭和51年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（昭和52年9月3日告示第621号）

この規程は、昭和52年9月3日から施行し、昭和52年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（昭和53年9月30日告示第835号）

この規程は、昭和53年9月30日から施行し、昭和53年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（昭和54年9月27日告示第868号）

この規程は、昭和54年9月27日から施行し、昭和54年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（昭和55年3月31日告示第417号）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
 - 附 則（昭和56年9月17日告示第740号）

この規程は、昭和56年9月17日から施行し、昭和56年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（昭和61年5月16日告示第590号）

この規程は、昭和61年5月16日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、昭和61年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（昭和61年9月5日告示第891号）

この規程は、昭和61年9月5日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は昭和61年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（昭和62年10月2日告示第736号）

この規程は、昭和62年10月2日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、昭和62年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（平成2年11月2日告示第813号）

この規程は、平成2年11月2日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成2年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（平成3年10月22日告示第779号）

この規程は、平成3年10月22日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成3年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（平成5年2月9日告示第78号）

この規程は、平成5年2月9日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成4年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（平成6年3月18日告示第186号）

この規程は、平成6年3月18日から施行し、改正後の第2条及び第3条の規定は、平成5年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（平成7年3月28日告示第238号）

この規程は、平成7年3月28日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成6年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（平成7年5月2日告示第375号）

この規程は、平成7年5月2日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成7年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（平成9年3月28日告示第226号）

この規程は、平成9年3月28日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成8年度分の補助金から適用する。
 - 附 則（平成9年9月5日告示第637号）

この規程は、平成9年9月5日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則（平成10年10月13日告示第721号）

この規程は、平成10年10月13日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則（平成12年3月28日告示第235号）

この規程は、平成12年3月28日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則（平成12年12月22日告示第827号）

この規程は、平成12年12月22日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則（平成13年12月28日告示第796号）

この規程は、平成13年12月28日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則（平成14年12月6日告示第756号）

この規程は、平成14年12月6日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則（平成15年4月1日告示第209号抄）

（施行期日）

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の各規程の規定は、平成15年度分以降の補助金について適用し、平成14年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年7月20日告示第508号）

この規程は、平成16年7月20日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則（平成17年10月28日告示第668号）

この規程は、平成17年10月28日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年10月20日告示第633号）

この規程は、平成18年10月20日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（平成19年5月1日告示第278号）

この規程は、平成19年5月1日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年9月16日告示第348号）

1 この規程は、平成23年9月16日から施行する。

2 改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成23年度分以降の補助金について適用し、平成22年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月7日告示第24号）

1 この規程は、令和元年6月7日から施行する。

2 改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、令和元年度分以降の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。